

障害者の雇用機会の拡大に係る要請について

障害者の雇用対策につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害のある方々の就労意欲が高まる中、県下の各事業主の皆様からの障害者雇用への御理解、御協力によりまして、平成 29 年度の県内の民間企業における障害者雇用率が、障害者の雇用が義務化となった昭和 51 年（1976 年）以降、埼玉県として初めて法定雇用率（2.0%）を上回るなど、障害者雇用は着実に進展しております。

しかしながら、平成 29 年度の障害者雇用状況報告によりますと、半数以上の企業がいまだ法定雇用率を満たしていない状況にあり、これら未達成企業のうち障害者を 1 人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は 65.4%、また、障害者を 1 人雇用することにより法定雇用率を達成する企業は 72.9%となっています。

こうした状況の中で、平成 30 年 4 月からは民間企業の法定雇用率が現行の 2.0%から 2.2%に引き上げられることが決まっており、新たに法定雇用率の対象となる企業も含めた障害者雇用支援が求められています。

一方、障害者雇用率のカウントにおいては、現行では短時間労働者である障害者 1 人をもって 0.5 人とみなされているところ、平成 30 年 4 月からは、一定の要件を満たした精神障害者である短時間労働者については、1 人をもって 1 人とみなされることとなります。

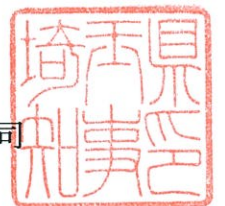
これらのことを踏まえ、埼玉県及び埼玉労働局では、障害者雇用ゼロ企業と新たに法定雇用率の対象となる企業を重点支援対象企業とし、事業主の皆様に対して精神障害者の雇用を積極的に働きかけるなど、関係支援機関と連携した障害者雇用支援を推進してまいります。

景気回復のもとで人手不足が深刻化する中、障害者の雇用を進めていくことは労働力確保の観点からも重要です。貴団体におかれましても、会員団体・企業に障害者の積極的な雇用を働きかけていただき、法定雇用率を満たしていない企業に対しましては、法定雇用率の早期達成に向けて御支援いただくとともに、障害者の雇用拡大に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 2 月 14 日

公益社団法人 埼玉県雇用開発協会
会長 壽原 英樹 殿

埼玉県知事 上田 清司



埼玉労働局長 荒木 祥一

